

令和 2 年

第 3 回西原村臨時会会議録

令和 2 年 1 0 月 2 3 日

令和 2 年 1 0 月 2 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和2年第3回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
10月23日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第93号～第101号)	

提 出 議 案 等

(令和2年10月23日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 議案第 93号 | 令和2年度西原村一般会計補正予算(第8号)について |
| 議案第 94号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第 95号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 96号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 97号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 98号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 99号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第100号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第101号 | 工事請負契約の締結について |

目 次

第1号（10月23日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第93号～第101号）	5
日程第 4 議案第93号 令和2年度西原村一般会計補正予算 （第8号）について	9
日程第 5 議案第94号 令和2年度西原村介護保険特別会計 補正予算（第3号）について	14
日程第 6 議案第95号 工事請負変更契約の締結について	18
日程第 7 議案第96号 工事請負変更契約の締結について	18
日程第 8 議案第97号 工事請負変更契約の締結について	19
日程第 9 議案第98号 工事請負変更契約の締結について	19
日程第10 議案第99号 工事請負契約の締結について	22
日程第11 議案第100号 工事請負契約の締結について	24
日程第12 議案第101号 工事請負契約の締結について	24
閉 会	27
署 名	29

第 1 号 (10月23日)

令和2年第3回西原村議会臨時会会議録

令和2年10月23日、令和2年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和2年10月23日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第93号～第101号）
- 日程第 4 議案第93号 令和2年度西原村一般会計補正予算（第8号）
について
- 日程第 5 議案第94号 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算
（第3号）について
- 日程第 6 議案第95号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第96号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第97号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第98号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第99号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第100号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第101号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第3回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、小城保弘君、4番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由及び所信表明の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和2年第3回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月25日の初議会において今期の議員委員会等の構成が決定され、山下議長、上野副議長をはじめ、各常任委員会、特別委員会、組合議会等、議員各位におかれましては大変ご多忙な4年間になるとは存じますが、よろしくご指導をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日は、新しい議会構成になりまして初めての予算を伴う議案の審議等をお願いする臨時会でございます。2期以上の議員各位には、3月と8月定例会で本年度の予算関係の審議と私の4期目への思いの説明も終えておりますが、3名の新しい議員さんが誕生しておられますので、改めて今期4年間に向けての所信表明をさせていただきます。

4年半前、西原村は震度7という大地震が発生し、前期は地震からの復旧・復興を議会執行部とともに全力を傾注し、取り組んでまいりました。議員各位と意見を交わし、議論を交わし、将来の村づくりを目標高く掲げ推進してまいりました。結果、国からも県からも高い評価をいただき、何事も他の自治体よりも早く、常に被災者の立場になって復旧・復興事業を進めてま

いました。このことは、議会のご理解と協力のおかげと感謝するところであり、おかげで、全ての震災の公共事業は完成間近となってきました。集落の復旧事業、特に宅地の再生事業は今年度で完了すると思っております。一日でも早く完成させることで、それぞれが自宅の再建ができると思っております。復興にはまだ時間がかかると思いますが、今期で地震からの完全復興を目指してまいります。

総合運動公園建設も今期の大きな目標であります。体育館建設は着工しており、来年中に完成いたします。健康づくりの拠点、防災の拠点づくりとして、子どもから高齢者まで全村民が集える施設として、3年間で完成を目指してまいります。私は、復興のあかしは総合運動公園の完成と申しておりますが、今期で必ず終えたいと考えております。

今期は大きな節目の4年間です。私も議員さんも、生まれ変わる西原村に重ねれば、大変重要な今期になると思っております。どうかご指導を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、JR豊肥線の復旧が完成し、また10月3日には国道57号線と自動車専用道路の北側復旧ルートが全線開通いたしました。立野大橋も来年3月に開通する予定となっております。県道熊本高森線の西原益城間においても復旧工事が完成間近となっており、来年には全ての道路網が整備され、地震前よりも利便性が高まった道路網として復旧・復興が完成すると確信しております。

村内におきましては、地震で中断しておりました村道万徳新所線を今年度中に発注し、来年の全線開通を予定しております。また、村道役場堤下線においても再着工したいと考えており、用地交渉を含め3年から4年かけて全線改良工事を終わらせるならばと思っております。

中学校の給食室の改築工事におきましては、予算のめどがつかしましたので、今年度中の発注を考えております。

のぎく荘の増築も、団塊の世代が2025年までには後期高齢者に移行することから、その受入れ体制の充実を図るため計画を立てて実施するならばと考えております。

河原校区の活性化のために、人口増対策として、宅地の造成を含めた河原小学校の複式学級解消対策を河原校区活性化対策特別委員会や河原校区選出の議員の皆さんとともに早期に検討してまいります。

農業問題につきましては、まずもって大切畑ダムの早期完成を願い、農業用水を確保し農業振興を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策は、阿蘇郡市では西原村だけが感染ゼロを今後も目指し、基本であるマスクの着用、手洗いの励行、消毒の徹底と、3密を避け油断することなく努めてまいります。ただ、新型コロナウイルス感染症によって、特に飲食業を中心に来店客の減少により収入減少の影響が出

ていることから、経営安定の支援を今後も検討し、村全体のバランスを考え、新型コロナウイルス感染症対策とともに推進するならばと考えております。

国政では、菅内閣が発足し、県内から衆議院議員選挙第3区選出の坂本大臣が誕生しております。隣町出身として身近な大臣でありますので、大いに期待をするものであります。

今期4年間は、西原村が大きく変わる4年であると思います。西原村の発展と村民一人一人の幸せを第一に、若者世代、子育て世代が安心して定住できるよう、環境づくりと未来の西原村をつくる完全復興を目指して、議会執行部、そして村民の協力をいただき、西原村に生まれてよかった、西原村に住んでよかった、ずっと西原村に住みたいと思えるような村づくりを議員各位とともに手を携えて進めるならばと思います。どうかご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、所信の一端とさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第93号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,900万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,569万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、国庫負担金1,400万5,000円の増額補正、県補助金7,147万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費を7,792万3,000円の増額、農地等災害復旧工事等の増額補正でございます。そして、予備費を255万1,000円減額補正しております。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げます。

議案第94号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,759万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県補助金874万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務管理費874万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第95号から議案第98号、工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

議案第95号から議案第98号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第95号、工事請負変更契約の締結について、古閑地区大規模盛土滑動

崩落対策工事（古閑01）。

議案第96号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（グリーン西原18）。

議案第97号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KM-107）。

議案第98号、工事請負変更契約の締結について、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）。

以上4件につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第99号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、平成28年4月の熊本地震により中断しておりました鳥子工業団地第2調整池整備工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては企画商工課長よりご説明申し上げます。

議案第100号から議案第101号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第100号及び議案第101号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第100号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（松ノ平）。

議案第101号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑤）。

以上2件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました議案9件につきまして、議員各位におかれましてはご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

ここで、説明員以外の課長は退席します。暫時休憩します。

(午前10時15分)

(午前10時16分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第93号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)おはようございます。

議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度西原村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億29万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,569万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年10月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、7、公共土木施設災害復旧事業債(道路橋りょう等災害復旧事業・現補災)、8、農林水産業施設災害復旧事業債(農地等災害復旧事業・現補災)。

限度額、690万円、230万円。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金1,400万5,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金の増額でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金7,047万円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金の増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費7,792万3,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事請負費等の増額でございます。

款同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費2,099万9,000円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧工事請負費の増額でございます。

あと、予備費を255万1,000円の減額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

8ページの歳出の款6商工費ですけれども、200万円の飲食店新型コロナウイルス感染防止設備等導入補助金というものがございましてけれども、こちらの内容の説明をお願いします。どういった補助金なのか、どういったところに出されるのか、また、補助率が幾らなのかをお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のために県のほうが設けられました事業でございまして、県の総合交付金で2分の1の補助がございまして。それに国から来ております新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金、これを充てた事業として今回、村で行う事業という形になります。新型コロナウイルス感染防止のための設備の導入、消毒薬とかそういった部分の導入に対しての補助ということでございます。

対象になるのは、今言いましたように消毒薬とかマスクとかフェースシールド、あとはパーティション、アクリル板で仕切りをするとか、そういったものの施設、設備に対しての補助という形になります。

こちらにつきましては、補助率が1事業者当たり事業費の4分の3を補助するという事業になります。

事業費の限度額というのがございまして、限度額が10万円までということになります。ですので、1事業者の事業費的に13万3,400円以上であれば上限の10万円という形になるということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいでしょうか。

5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）坂本です。

これは、応募が多かった場合とかはどうなりますか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（林田浩之君）一応、今現在での想定としてでしか予算計上はしておりませんので、今から村で要項等をつくって申請等を受け付けていくという形になります。ですので、予算以上になればまた補正等でお願いしたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

歳出のところでいきましようか。災害復旧関係ですから、7,700万円が農地等の災害復旧と、一般公共災ということで2,100万円弱の補正で上げられていますけれども、復興課長、全体的なこういうボリュームとして、今までは非常に多かったというところでもあります。今回、今日補正予算が通りまして、いち早い発注をしていただいて年度内に完成というのが原理原則というところで、今まではボリュームが非常に多かったということで繰越しないし大幅な事故繰りもあったというところでもありますけれども、今後の予定と年度内完成に向けての予定等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山下一義君）復興課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今後の復興予定ということなんですけれども、一応公共災に関しては、先月査定が完了してしまっていて、できれば11月の下旬とかまでには発注を行いたいと思っております。

農災に関しましては、先週査定が完了しておりますので、これから実施設計と積算を行って発注しますので、これもどうか年内には発注したいというふうに考えております。

工事のほうも、Bランクの業者さんは結構もう空きが出ていますので、頑張ってください、例年、地震前のように3月までに終わっていただくようお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員。

○9番議員（宮田勝則君）今、前向きな答弁ということで、年度内に終わるとするのは原則ということです。実施設計のほうはまだということで、その辺もちょっと心配しますけれども、11月中の発注をすれば何とかいけそうと。年をまたいでの発注になったら非常に、逆に業者さんにプレッシャーを与えるような話で、安易に繰越しに持っていかれてもという感覚も得ています。

特に農業災です。田畑ということで、農業者からすれば収入源の一つと、大きな柱になってくる農地を、農繁期に植えられない、作れないというのは非常に残念がられておる方が少数だとは思いません。大半の方がそういう考え方でおられますので、特に農災のほうを早く進めていただきたいと思います。特に農繁期の始まる手前、出納閉鎖も考えて、その辺までにやっていた

できれば幸いかと思いますので、復興課長の今後のスケジュールの在り方もよく考えてやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）前向きにと言ったので要りません。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

○9番議員（宮田勝則君）もう一点、いいですか。

○議長（山下一義君）はい。

9番議員。

○9番議員（宮田勝則君）同じく歳出で防災公園事業、村長の所信表明で、追加の表明でありましたけれども、今期中に終わるということであります。文言を見ると、変更設計委託料と下の既設農水管の移設、これは予定がもうここに入っているだろうということで、わかりますけれども、防災倉庫と屋外トイレの変更設計委託料ということです。けども内容的にはどういうことが事実あっておるのか、企画商工課長、お願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

防災備蓄倉庫と屋外トイレにつきましては、以前に設計をしております。

その、結局年度的に変わってきておりますので、基本的に単価見直し等を行っていただくという形での委託という形になります。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）単価を見直していただくのに55万円の枠を取りましたというお話でありますけれども、ボリュームが非常に太いですよね。設計委託料、また管理も含めて非常に大きいボリュームの中で55万円、通常でいうと、考え方的には針の穴を通すような小さいボリュームのところを今回上げてこられておるといところです。見直しは確かに必要ですけども、サービスではいかんのかという感覚があります。

大きいボリュームで入札してもらっておる。幾分サービスはみんなしていらっしゃるんですよね。復興課長がご存じのとおり、こうやって業者さんがやってくれた、コンサルさんがやってくれておるといところもありますので、あえて予算枠は取りましたけれども、サービスの的にやっていただく。実際やられて、監理のほうでも入っておられますので、その辺を含めてどう考えを持っていくかですけども、企画課長の力量を含めて、村長も含めましてご回答いただければと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）一応、今、宮田議員のほうから言われましたとおり、全体の中ですればということでございますが、今回、防災倉庫と屋外トイレにつきましては今の建物と別棟になりますので、一応そういうところで予算の計上をさせていただいておるといことでございます。執行に当た

っては今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）これは村長に権限がありますよね。例えば日置組が受けていますと。同じ敷地内ですと。ここのところはちょっと前に単価を出していますけれども、年度が変わって物価スライド等もあります。単価見直しをしていただけないでしょうかと言って、今受け取るのが20億円とします、全体ボリュームが。当初はそのうちの1億円もらっていますと。55万円ぐらいの枠を欲しいと思うのか、その辺を含めて、当然これは逆に言うと単費であります。ちょっと単価見直し程度でしたら、数字の入替えですと。物価調査をあえてするわけでもありません。事前見積りを取ったところに見積りを再提出してくださいで済む話のオーダーと僕は思いますけれども、その辺を含めて村長の見解を最後にお伺いして、質疑をやめたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）そのぐらいの値段だからサービスできんかという考えであらうかと思えます。業者さんにすれば、宮田議員さんもそういった業者の方でありますので、これは体育館とは別です。別にトイレとか防災倉庫を造らんとあの体育館自体が完成にならないというところと、あの周りを今度、舗装なんかもしなくちゃなりませんので、またかかることはかかるということで設計屋さんに払うということで、今の体育館を造っている人が造るんじゃないかして別の業者になるかも分かりませんので、これは。それは、今体育館を造っておる業者さんに随契でやることも考えられますけれども、今のところはその辺がはっきりしておりません。ただ、設計変更に係る値段ですので、それはそれとして上げさせていただきたいというふうに思います。

私も業者の端くれでありましたので、このぐらいサービスでよくはないかという思いもございますけれども、決まりは決まりとして上げてさせていただく。その中において、サービスでできんかということも言われると思いますので、一応予算は確保せんといかんということで、この予算どおりにいくかもしれません。サービスしてくれるかもしれませんが、そこら辺は何とも今言えないところです。以上です。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。よろしいですか。

○9番議員（宮田勝則君）いや、答弁は今もらいましたから。いいですか。

○議長（山下一義君）9番、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）村長もそういうふうに使われておるということで、後は企画商工課長の力量、これは総務課は主にタッチしませんので、最後のところで書類が回るだけですので、その随意契約の変更をうまくやっていただければ幸いかと思います。特に単費ということで、予想されていなかったから単費に持って行っておるといふところかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第93号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第93号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第94号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第94号につきましてご説明いたします。

議案第94号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,759万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款5 県支出金、項2 県補助金、目4 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金874万4,000円の増額補正です。介護予防拠点整備に対する補助に伴います県補助金の増額補正であります。

次に、歳出について説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費874万4,000円の増額補正です。これは、公民館等を介護予防拠点として整備、改修を行うことに対する補助に伴います増額補正であります。今回、介護予防拠点として整備、改修を行う施設は小園地区公民館で、事業を実施する条件でありますスーパーサロンを2月より実施されております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番、堀田です。

今回の補助金なんですけれども、10分の10、100%の補助率みたいなんですけれども、こういう100%、非常にいい補助内容だと思います。

その中で、今回の小園地区の整備ということなんですけれども、これは申請によるものか、県のほうからやりませんかと言われたものか、それとも、今後またこういう事業内容であれば、各地区でスーパーサロンを行っておりますので、小園地区の整備改修内容はどのようなのか、そのあたりをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えします。

まず、これは申請に基づくものでございます。

それと、整備内容なんですけれども、基本的に、高齢者が公民館を介護予防拠点として使うに当たって、やはり段差の解消であったりトイレの洋式化等が事業の内容になってまいります。今回の小園に関しましても、現公民館施設の玄関が階段上にあるということで、まず玄関の位置から改修を行うと。段差がない上がり口から玄関をつけて、あと施設内の段差の解消、トイレの改修等が今回の整備目的になっております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番、堀田です。

そういういい事業ですので、今後また改修申請を上げる予定の公民館等はございますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今、ご相談が1件あっております。基本的に、もうこの時期ですので来年度に行えればというふうなところで、今、担当と地元で内容的なやつを話していると。

それと、今後、スーパーサロンを実際に実施されている地区に関しては、そのサロンの中でこういう事業がありますよということは常々お話をさせていただいております。

また、年明けの区長会等でも、条件がスーパーサロンを実施するというのがありますけれども、こういった整備事業がありますよということは周知をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）堀田議員、よろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

今、堀田議員も言われましたように、やっぱり広めることが大事だと思っています。そこら辺、私達も区長会等で話があるということを知らなかったといえますか、それをもうちょっと広めるということに関しては何かやっていただきたいなと思っています。

それともう一つ、この事業そのものは今、構造物がメインなんでしょうか。先ほど、前の議案のときにありましたコロナ対策のときのいろんな補助金が出たみたいな形で、構造物だけに出る助成金なんでしょうか、それとも何か備品等にも出るのか、そこら辺をお願いします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）申し訳ございません。備品等まで出るかというお話に関しては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。今のところ、認識としては施設の改修というふうに思っております。

それと、広報活動については、先ほど区長会等では行っておりますと言いましたけれども、今後、広く周知できるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）期待しています。スーパーサロンをされているところはやっぱり10人程度ですので、できればどんどん増やしていただきたいと思います。

備品と言いましたのは、公民館の分じゃなくてスーパーサロンに関して、それに当たって何かそれが出るのであるならば活用していただければと思っています。後で結構です。（「後でというのは」の声）すみません。備品と言ったのは、スーパーサロンを活動するに当たって必要な備品が請求できるのかと思って言っただけです。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）それにつきましては、今回の補助金とは別にということで捉えてよろしいでしょうか。それに関しましてもちょっと今情報がございますので、この議会内でお答えしたほうがいいですか。（「大丈夫です。後で結構です」の声）であれば、調べまして中西議員のほうにお答えしたいと思います。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）堀田議員、中西議員のほうから、いい事業であるというお話からの発展がなされております。

以前は、枠が違うやつが公民館の改修でスロープ改修、トイレ改修、限度額が非常に小さいやつで、県の部分のやつ単独か何かの補助金でやっておりました。今回、この事業名、大体通例でいうと介護のみどりの館さんであ

ったり、施設の大きく言えば土地から、建物からというやつの申請から入っておる同じ事業名で多分なっておるかと思います。金の流れで言ったら、厚労省の中のお金が県の同じ名称の基金に入って、基金からこっちに来ておると。国から見て、県から見たら事業主体は西原村であるというような事業の範疇で、本来の事業主体でこっちから見る事業主体は民間さんいうところだと解釈しておりましたけれども、今回、公民館も適用の枠が多分広がったのかなと思います。

先ほど申しましたように、土地建物取得のときに、それを行うのに介護事業に含めて認可が要るけれども、それに対して限度額を補助するという目的でつくられた、これは県の基金からこちらに頂くといいシステムの中でありますけれども、解釈が僕が間違っていたらすみません。

その中で、今回こういうふうな事業があると思います。何か事業の貸付けの、各市町村皆同じ同文条例みたいなやつで、要綱もありますけれども、この中で心配なのは、補助金返還、これが民間の場合はあります、土地の精算であったり建物解体であったり。補助金返還を補助率に対して返さねばという何か注釈がついておりますけれども、その辺を含めて、部落にはそういうことがまず無理であろうと。今回の場合は改修ですので、解体してしまえば物がなくなりますから大丈夫ですけれども、その辺、新たに建てるであったりの中にこれは入れていくという話であったり、部分改修、お金を打ち込んだら補助金を何のときに返還せねばならんのかということがこういう公民館のケースの場合にあればと、不安な要素で区長さんも不安になりますので、その辺だけ事務的に一応調べていただいてやっていただければ幸いかと思います。今後の検討課題ということでお願いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの宮田議員の質問にお答えいたします。

基本的には、村の要綱がございますけれども、その上に県の要綱がございます。事業の対象としては県の要綱にのっとった形で行っております。そういった意味で、まずは申請を受け付けて、その申請が県の要綱に準じた、適応した内容であるかどうかをまず審査対象になります。

そういった中で、当然補助対象にならない部分等が出てくる可能性もございます。そういう部分に対しては補助対象外と。実際実施したとしてもそれは地元負担だよという形で、この事業は村の考え方としては進めさせていただくということで、今後、先ほど返還等の話がありましたけれども、事前のそういう審査を徹底して、なるだけ地元に戻していただきよというようなことがないように、今後も事務を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第94号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第94号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第95号から日程第9、議案第98号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第95号から第98号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して変更契約の内容を説明させていただきます。

議案第95号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年10月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第5号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）。

2、変更前契約金額1億2,370万3,732円（税抜き額1億1,245万7,939円）。変更後契約金額1億7,141万6,260円（税抜き額1億5,583万2,964円）。4,771万2,528円の増となります。

3、契約の相手方、受注者、杉本・草村特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇市役犬原98-3、株式会社杉本建設、代表取締役、杉本素一。構成員、熊本県阿蘇郡高森町高森1589-16、株式会社草村企業、代表取締役、桐原文夫。

主な変更内容としまして、鉄筋挿入工の追加、残土処理工、アスファルト舗装復旧工、コンクリート舗装復旧工の増でございます。

続きまして、議案第96号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第12号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策

工事（グリーン西原18）。

2、変更前契約金額1億5,264万1,421円（税抜き額1億3,876万4,929円）。変更後契約金額1億5,582万2,106円（税抜き額1億4,165万6,460円）。318万685円の増。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217、株式会社肥後建設社、代表取締役、内田知行。

変更の主な内容としまして、道路側溝、自由勾配側溝及び集水ます設置工の増となっております。以上でございます。

続きまして、議案第97号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第55号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KM-107）。

2、変更前契約金額7,555万9,000円（税抜き額6,869万円）。変更後契約金額8,332万2,800円（税抜き額7,574万8,000円）。776万3,800円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、藤川建設株式会社、代表取締役、藤川俊光。

主な変更内容としまして、安定処理工のセメントの種類及び固化材添加量の変更、間知ブロックから中型ブロックへ変更、工事用仮設道における大型土のうや敷き鉄板等の追加。以上でございます。

続きまして、議案第98号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）。

2、変更前契約金額6,491万3,371円（税抜き額5,901万2,156円）。変更後契約金額8,354万1,874円（税抜き額7,594万7,159円）。1,862万8,503円の増。

3、契約の相手方、受注者、杉本・草村特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇市役犬原98-3、株式会社杉本建設、代表取締役、杉本素一。構成員、熊本県阿蘇郡高森町高森1589-16、株式会社草村企業、代表取締役、桐原文夫。

主な変更内容としまして、コンクリート舗装復旧工、残土処理工の増。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）議案第95号から第98号までを一括して質疑申し上げます。

議案第95号から第98号までは全てが、工期を見ますと分かりますが、10月

30日工期ということで、今回の臨時会においての議会承認で全てが完成されなければならないというところだと思います。工事の中身からいいましても、もう最終精算という話です。失敗は許されない時期に来ました。

人というのはヒューマンエラー、非常に何らかの都合で間違えるといったこともありますけれども、議会としては、議会が担保するという立場上、聞かざるを得ません。チェック機能、前回も含めて話しておりましたけれども、業者さんから上がってきたやつを最終的に行政マンが確認して、それでオーケーというやつで甲乙の契約が成り立つというシステムはご存じのとおりかと思いますので、それに対して足す、引くは、文字は確認できます。現地で、した、せんという話も、見れば一目だと思います。間違いはないですか。

○議長（山下一義君）復興課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）基本的には間違いがないものと思っております。一応、業者さんから数量等上がってきたときには、今、発注者支援という測量会社さんを委託をお願いして、そこで1回、計算が合っているかどうか、数量が合っているかというのを計算します。それから発注者支援の業者さんとうちの担当職員が下検査に行って、現場等相違があるかないかということをやっております。積算に関しましても、一応副と正とを決めておまして、1人の担当がやったときには必ずもう一人がチェックするような体制を取っております。

しかしながら、あまりにも膨大な積算の量なので、なるべく間違いがないように、あまりやらせると今度は夜遅くなったりとかして、健康面とかでまた悪くなったりしますので、そこら辺、調整しながらやっているところでございます。いかんせん、大きな間違いがないように細心の注意を払ってやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）一生懸命やるというのは、確かにそうやってやってもらわなければ困ります。

国交省から副村長も来られています。国交省の基本的な考え方で、記載検査の部分に関してはもう立ち会わないというのが基本的な考え方です。今回の変更は、残工事部分を一度締めてやったということで、これは積み上げ足して100%という形の精算ですので、今回の竣工検査はまだ多分終わっていないですよ。契約に少し余裕を持ったほうがよかったのかなという僕は判断をしています。工期の変更をもうちょっとケツに持って行って、現地で検査をしたら大幅に違ったという話がないように、その辺をうまくやっておけばよかったかなと。30日ですので、もう一回変更契約をしようと思ってもなかなか今度は、あと何日か後ですよ。ということで、非常にやりづらい今、精算の仕方をされていますので、難しいのかなと。

例えば、多くボリュームをやっておったやつを小さく見ていました。これ

も大きな指摘事項に後でなります。逆に、向こうが小さく出してきておるようなやつでいったら余計多かったと、サービスでしょうという話で、甲乙はうまくいきますけれども、第三者の会計検査院はまた発注者側に指摘だけがされるといったことになりますので、大丈夫と確信をしたいと思いますけれども、その辺が若干不安が残っていますので、うまくやっていただきたいというのが議会からの要望です。

○議長（山下一義君）復興課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今回議案に出させていただいた案件につきましては、全て書類とか下検査も終わっているものでありまして、そろっていないとか業者さんから数量が上がっていない案件に関しては12月補正とかいうふうな感じで対応しております。もちろん業者さんも工事が終わったら速やかにお金を頂きたいかと思うんですけども、きちんと数量とかそろってなければ出せませんということで、今回はそろった案件だけを出させていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）何か逃げ道がありますよというふうに解釈しましたがけれども、うまくその辺までやっていただかんと、非常に業者さんも困るし行政も困る。一番いかんのは住民が困るといったところですし、引渡しを終わらんと、村長がいつも申しておる宅地の再生、これが完遂して、その後に家が建つ、それを期待して村長も議会も含めて非常に応援したというところでもあります。最後に間違わないようにだけ注意して、いろんな知恵は副村長がまた持っておられると思いますので、貸していただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

○9番議員（宮田勝則君）副村長、知恵を貸してくださいと僕は頼みました。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（目床順司君）今、宮田議員が言われましたとおり、これまでもですけども、復興建設課の特に土木工事関係の仕事というのは常々見ているところでもあります。いろいろ相談を受けたりもしております。引き続き、適切に執行されるように頑張っていきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論につきましては、同様に一括討論にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括討論とします。

なお、討論をされる際には、議案番号を述べて討論をお願いします。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第95号から議案第98号までを起立により1議案ごとに採決します。

議案第95号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第95号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第96号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第96号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第97号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第97号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第98号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第98号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第99号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) 議案第99号についてご説明いたします。

議案第99号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年10月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、鳥子工業団地第2調整池整備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、5,849万8,000円(税抜き額5,318万円)。
- 4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、日置工業株式会社、

代表取締役、日置一登。

主な工事概要につきましては、掘削工及びコンクリートブロック積み工、のり面保護工、籠マット工、それに鳥子団地4号線の一部改良工事であります。

次のページに公共工事請負仮契約書を添付しております。

説明は以上でございます。審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）6番の中西です。

この件は、多分、地震前からの案件ではなかったかと思っています。

そこでお尋ねしたいのは、手前の排水溝が流れている住宅地がありますよね、新興住宅地。あそこまで私はセットなのかと。当時、あの頃話を聞いたときには、第2調整池を造るときと住宅地のところのまだ舗装していない、舗装も何か関連してやると伺っていた記憶があります。説明会がございました、昔、地震前です。これは入っていないのか入っているのかが一つと、では、あの部分はいつ頃するとか予定があるのか、お願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）中西議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただいた内容でございますが、今回工事請負を発注しておりますのは、先ほど工事概要でもご説明いたしましたとおり、堤本体、調整池本体の工事がメインでございます。その末端で、以前、震災前に入れてある側溝の末端のほうの新興住宅地のことだと思っておりますが、そちらの舗装等は今回の工事の中には入っておりません。以上です。

○議長（山下一義君）復興課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）その案件に関しましては、うちで予定していません万徳新所線なんですけれども、そちらのほうで予定をしております。

なぜかと申しますと、万徳新所線と接続する調整池から来たボックスカルバートなんですけれども、それがまだ未改修でございます。その未改修のボックスカルバートから南のほうへ横断して、またボックスを入れないといけませんので、そこら辺の排水の施設が、整備が終わった後に一緒に舗装とかいうのをやろうかなというふうに計画しているところです。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

もう大分前の話ですけれども、基本的にあれはセットのような話で伺った気持ちがありますから、これは入っていますかを確認したかったのと、入ってなければ、いつ頃しますというのを最初から言っていたかただけです。

- 議長（山下一義君）答弁よろしいですね。はい。
ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第99号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第99号は原案どおり可決されました。
日程第11、議案第100号から日程第12、議案第101号までの工事請負契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。
内容の説明を復興建設課長に求めます。
（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）
- 復興建設課長（吉井 誠君）議案第100号及び第101号につきましては、全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。
議案第100号、工事請負契約の締結について。
次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。
令和2年10月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
1、契約の目的、西滑動第66号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（松ノ平）。
2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、5,819万円（税抜き額5,290万円）。
4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086、有限会社堀田建設、代表取締役、堀田賢司。
主な工事内容としまして、ブロック積み工、網状鉄筋挿入工、重力式擁壁工、ロックボルト工、吹きつけのり砕工、コンクリート舗装復旧工。以上でございます。
続きまして、議案第101号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第68号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑤）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、8,561万3,000円（税抜き額7,783万円）。

4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、藤川建設株式会社、代表取締役、藤川俊光。

主な工事内容としまして、ロックボルト工、吹きつけのり砕工、ブロック積み工、重力式擁壁工、アスファルト及びコンクリート舗装復旧工。以上でございます。

なお、今回の入札で地震関連全ての復旧工事の発注が完了しております。令和2年度末、来年の令和3年3月までに全ての工事が完了できるように努めてまいります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

議案第100号、第101号、それぞれ契約の目的の中でと契約書のコピーがついていますが、場所「（MY-120）」と今回はつけていますね。

2本とも場所を、大体でいいですので、小字名で書いてありますから全く分かりません。よろしくお願いたします。2件ともです。

○議長（山下一義君）復興課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お答えします。

第100号が、松ノ平といいまして堀切から宮山方面に上がっていく道路沿いでございます。（「道路沿いの家が」の声）家が左側に1軒ございまして、（「宇土の」の声）そうですね。（「家の下に1軒」の声）あの下ですね。宇土水路が走っている沿線沿い、村道沿いに。

第101号が小野集落になります。小野の……（「ちょっと暫時休憩いいですか」の声）

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時27分）

（午前11時28分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）場所の説明ありがとうございます。

議案の説明の中で今回また、3月までに終わらせると、努力しますとありました。業者さんは非常に今頑張っていて、議会承認がなかった部分も全て発注ということで一安心しています。3月までの工期でいいますと、皆さん多分終わられるのかなというふうに期待もしておりますし、頑張っていていただきたいようにこちらの議会からもエールを送りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

○9番議員（宮田勝則君）答弁いいです。

○議長（山下一義君）はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論につきましては、同様に一括討論したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括討論します。

なお、討論をされる際には、議案番号を述べて討論をお願いします。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第100号から議案第101号までを起立により1議案ごとに採決します。

議案第100号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第100号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第101号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第101号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和2年第3回西原村議会臨時会を閉会します。

午前 11 時 31 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

3 番議員 小 城 保 弘

4 番議員 堀 田 直 孝